

副 議 長 日程第5「会期中における仮議長の選任を議長に委任する件」に入ります。

この件は、お手元に説明資料を配付しておりますので、議会事務局長に要点説明をさせたいと思いますが、そのように取り扱って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。それでは、議会事務局長は資料の説明をしてください。

議 会 事 務 局 長 それでは、当日配付資料の右肩説明資料というのを、お手元に御準備ください。朗読をメインに説明させていただきます。

会期中における仮議長の選任を議長に委任する件。地方自治法第106条第1項に規定する「議長に事故があるとき」とは、議長が在職しているが、職務をとり得ない事情にある場合であり、除斥、病気、旅行等の場合をいいます。この場合は、同項に基づき副議長が議長の職務を行うこととなります。この状況で議長の職務を行っている副議長が、同様に急病など「事故があるとき」に該当する事態になった場合は、議長の職務を行う者が不在となり、地方自治法第106条第2項の規定により、第118条による選挙を行い、仮議長を決める必要があります。選挙による場合、議長の職務を行っている副議長が不在のときは、臨時議長のもとで仮議長を選出することとなります。今回は副議長のもとであらかじめ仮議長を選出しますが、いずれにしても選挙の場合は立会人の指名から投票から開票、当選人の決定など時間を要します。これに対応するため、第106条第3項の規定により、仮議長の選任を議長に委任しておくことができます。なお、仮議長が職務をとる期間は非常に限定的で、議長または副議長のいずれかが、いずれか一方の事故がやむまでであって、会議の途中でも直ちに交代しなければなりません。以上のようなことから、この会期中における速やかな議会運営等をするため、標記「会期中における仮議長の選任を議長に委任する件」を提案するものです。

裏面お願いします。これは、地方自治法の逐条解説をコピーしたものです。線を引いてあるところが今回に関係のあるところです。一番右側は、議会が仮議長の選任を議長に委任することができる。左にいつていただきまして、先ほど申しました118条の規定による選挙以外に、仮議長の簡便な選任方法として、議長に委任を一任することを認めている。またこの場合、議長には議長の職務

を行う副議長も含まれているというふうに解されております。

以上です。

副議長 お諮りします。「議長に事故があるとき」に対応し、滞りなく議会運営を行うため、地方自治法第106条第3項の規定によって、この会期中における仮議長の選任を議長に委任願いたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。

この会期中における仮議長の選任を、議長に委任することに決定しました。

それでは、この会期中における仮議長として、井上栄一君を指名します。井上栄一君は、登壇願います。

3番井上 ただいま、皆様より御推挙賜りました井上栄一でございます。仮議長の職務に当たる際には、町長及び議員の皆様とともに議会運営が円滑に進むよう全力を尽くしますので、よろしくお願いをいたします。

副議長 一般質問へ入る前にお諮りいたします。議会運営委員会委員長報告にもありましたとおり、開かれた議会を目指し、議会の放映に向けての資料とするため、本定例会で一般質問の試験録画を実施したいと思いますが、そのように取り扱って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。御了承いただけましたので、本定例会で一般質問の試験録画をいたします。事務局は録画の準備をしてください。